

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条に
規定する「特定事業主行動計画」を次のとおり策定する。

平成 22 年 3 月

二 戸 市 長	小保内 敏 幸
二戸市議会議長	佐 藤 正 倫
二戸市選挙管理委員会委員長	山 舘 福 雄
二戸市代表監査委員	梅 原 龍 雄
二戸市農業委員会会長	佐 藤 義 勝
二戸市水道事業管理者 市長	小保内 敏 幸

次世代育成支援のための特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく行動計画策定指針（平成 15 年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定する。

2 計画期間

法が定める平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の 2 期目と位置づけ、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3 計画の推進体制等

次世代育成支援の趣旨や計画内容の周知を図るなど、各機関全体での取組を推進する。計画内容の推進にあたっては、可能な限り早期実施に努めるものとする。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、次の制度等について周知する。

ア 危険有害業務の就業制限

イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限

ウ 健康診査及び保健指導のために勤務しないことの承認

エ 業務軽減

オ 通勤緩和

カ 出産費用の給付等の経済的な支援措置

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援、育児参加するため、子どもが生まれて父親となる職員について、現行の配偶者が出産するときの特別休暇の取得要件等を緩和し、あわせて、育児参加のための特別休暇制度導入について検討する。

ア 配偶者出産休暇の取得要件等の見直しについて

現在、男性職員には妻の出産時（病院に入院等の日から出産後2週間までの期間）2日の範囲内で特別休暇が認められているが、取得事由が、妻の出産に係る入院又は退院の際の付き添いに限定されており、取得単位は暦日単位である。

今後は、より一層の活用を図るため、取得事由を出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生の届け出等に広げ、また、取得単位を日又は時間単位とする方向で検討する。

イ 男性職員の育児参加のための休暇の新設について

職員の妻の産前6週間、産後8週間の期間中に、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育のため5日の範囲内（取得単位は日又は時間単位）の特別休暇制度の新設を検討する。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業や部分休業の取得を希望する職員について、その円滑な取得の推進等を図るため、次に掲げる措置を実施する。

ア 制度等の周知

男性も育児休業を取得できることや、育児休業等の制度の趣旨及び内容や休業中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置について、職員に対して周知する。

イ 休業を取得しやすい雰囲気醸成

職場の意識改革を進め、休業等を取得しやすい雰囲気を醸成する。

ウ 休業を取得した職員の円滑な職場復帰への支援

休業を取得した職員の円滑な職場復帰ができるよう、復帰時に研修その他の必要な支援を行う。

エ 代替職員の確保

職員から休業の請求があった場合に、所属所内の人員配置等により当該職員の業務を処理することが難しいときは、代替職員の確保を図る。

(4) 超過勤務の縮減

超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。

ア 小学校就学前の子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

制度の周知を行う。あわせて、小学校就学前の子どものいる職員の早出遅出勤務の制度化について検討する。

- イ 定時退庁の推進と「ノー残業デイ」の周知
定時退庁の推進を図るとともに、毎週金曜日を「ノー残業デイ」と定めていることから、その周知を図る。
- ウ 事務の簡素合理化の推進
事務の簡素合理化について、業務量そのものの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化等により、さらなる取組を推進する。
- エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等
超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体でさらに認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行う。

(5) 休暇の取得の促進

休暇の取得を推進するため、次に掲げる措置を実施する。

- ア 計画的な年次休暇の取得推進と年次休暇を取得しやすい環境整備を図る。
- イ 現在、育児に関わる特別休暇制度は、1歳未満児の育児時間休暇（1日2回、各1時間）、小学校就学前の子の看護休暇（1年に5日の範囲内）があり、その周知と円滑に取得できる環境整備を図る。
なお、子の看護休暇については、より一層の活用を図るため、複数の子がいる場合1年に10日とする方向で検討する。

(6) その他

上記の事項以外にあっても、次世代育成支援の観点から有効と判断される施策の導入については、随時検討を進める。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

地域における子育ての支援の観点からは、子どもを連れた人が安心して来庁できるような環境を整える子育てバリアフリーの推進、子ども・子育てに関する地域貢献活動への支援、子どもとふれあう機会の充実と家庭の教育力向上への支援などが課題としてあげられる。これらの支援対策については、「二戸市次世代育成支援行動計画」（さわやか子育てプラン）との整合性を図りながら推進する。